

八頭町除雪計画

令和4年10月策定

令和6年11月改定

八頭町建設課

目次

- 1 除排雪の基本方針
- 2 除雪路線
- 3 除雪体制
- 4 町民の皆様へのお願い
- 5 除雪に関する補助制度について

1 除排雪の基本方針

① 除排雪の目的

冬季間における町道の通行を確保し、町民の生活と安全に寄与することを目的とする。

② 除雪計画の役割

除排雪作業を迅速かつ適切に実施するため、除雪路線、除雪体制及び除雪基準を定めることにより一定水準の除排雪を実施する。

③ 除雪の期間

12月1日～3月20日の間

ただし、丹比縦貫線については4月中とする。

④ 除排雪出動の基準

(1) 除雪

歩車道の新雪除雪は、車両・通行者の安全な移動を確保するため、道路の利用状況に応じて、原則、降雪による雪の深さが概ね車道10cm、歩道20cmと見込まれる場合に出動する。

(2) 運搬排雪

運搬排雪は、車道横の雪山が高く見通しが悪い区間、堆雪する余裕がなくなった区間、積雪により幅員が狭小で安全な走行ができない状況となった区間において実施する。

2 除雪路線

① 除雪路線の区分

(1) 町道の内、町民の生活に直結する重要な路線

(2) 浄水場・処理場等インフラの維持に必要な路線

② 除雪路線延長

(1) 車道の除雪路線

除雪路線数 290 路線

除雪路線の総延長 124.7 km (令和6年11月現在)

※路線図参照

(2) 歩道除雪

町道歩道除雪 10路線 総延長 4.9km

国土交通省・鳥取県から委託を受けた路線

3 除雪体制

除雪を行う業者については、八頭町建設業協会に推薦依頼を行い、推薦された町内業者と委託契約を締結する。

除排雪作業は、町から貸与する除雪機械と民間業者が所有する除雪機械により行う。

町から貸与する車両 (19 台)

機種	ナンバー	除雪地区
ロータリー2.6m級	鳥取 900 る 134	郡家 (上私都)
除雪ドーザ 11 t 級	鳥取 99 め 1189	郡家
除雪ドーザ 5 t 級	鳥取 00 も 984	郡家
除雪ドーザ 5 t 級	鳥取 900 る 193	郡家 (大御門)・船岡
2 t ダンプ (三菱キャンター)	鳥取 100 さ 1622	郡家
除雪ドーザ 8 t 級	鳥取 000 る 466	船岡
3.6 t ミニホイールローダー	鳥取 000 る 258	船岡
4 t ダンプ (いすゞ)	鳥取 11 せ 7066	船岡
2 t ダンプ (三菱キャンター)	鳥取 100 さ 4824	船岡
除雪ドーザ 8 t 級	鳥取 100 る 501	八東
除雪ドーザ 9 t 級	鳥取 99 め 1033	八東
ロータリー2.6m級	鳥取 900 る 125	八東
3.6 t ミニホイールローダー	鳥取 000 る 109	八東
3.6 t ミニホイールローダー	鳥取 000 る 110	八東
3.6 t ミニホイールローダー	鳥取 000 る 456	八東
3.6 t ミニホイールローダー	鳥取 900 る 192	八東
歩道除雪機 20ps	No.5	船岡
歩道除雪機 20ps	No.6	船岡
歩道除雪機 10ps	No.81	船岡

民間業者が所有する車両

各業者が所有する機種について、毎年必要に応じて契約を行う。機種については八頭町建設業協会から除雪業者の推薦報告と同時に機種の報告を受ける。

町は推薦があった業者に除雪路線と貸与車両の割り当てを行う。

(1) 除雪の出動

降雪状況から受託業者が積雪深を確認し、出動の基準となった地区から除雪車の出動を行う。

(2) 排雪の出動

排雪が必要な状況が発生した場合、受託業者は町へ排雪業務を行うことの確認を行い、必要に応じて排雪作業を行う。

(3) 大雪の際の対応について

「顕著な大雪に関する気象情報」が発出された場合は、生活に必要な路線（以下、大雪優先路線）を優先的に除雪し、迂回が可能な路線等については大雪優先路線の除雪完了後に除雪作業を行う。

4 町民の皆様へのお願い

(1) 路上駐車はしないで下さい

冬季間は道路幅が狭くなることから、除排雪作業の妨げや緊急車両の通り抜けの妨げになりますので路上駐車を行わないようにご協力をお願いします。

(2) 玄関先の雪処理は各家庭で行って下さい

町が行う除雪は生活道の除雪だけを実施し、間口の雪処理は行いません。

(3) 各家庭の雪を歩道や車道に出さないで下さい

敷地内の雪を除雪後の歩車道に出すと交通障害や交通事故の原因となる恐れがあります。敷地内で処理をしていただきますようお願いします。

(4) 道に物を置かないで下さい

歩道や車道に物を置くと除雪作業により破損したり、除雪機に

巻き込まれて機械の故障の原因となります。鉢植えやコンクリートブロック等を道に置かないでください。

(5) 除雪車には近づかないで下さい

除雪車は危険ですので近づかないでください。また、小さいお子さんを近づけないようお願いします。

(6) 作業中のオペレーターに話しかけないで下さい

除雪作業中のオペレーターに話かけると、除雪作業に遅れが生じ、他の方の迷惑になりますので不要不急の場合は話しかけないようお願いします。

(7) 深夜・早朝の作業にご理解下さい

積雪の状況から通勤・通学時間に間に合わせるため、深夜、早朝の作業になります。ご理解をお願いします。

(8) 町道に飛び出した樹木の伐採を行って下さい

町道に樹木の枝が飛び出していると除雪車の破損、堆雪による通行支障の原因となります。冬季までに、私有地から町道に飛び出した樹木の伐採をしていただきますようお願いします。

5 除雪に関する補助制度について

① 小型除雪機配備事業

除雪車が入ることのできない狭小な道や生活道として使われている里道の除雪を行うため、要望がある集落へ小型除雪機を配備しています。次の事項を確認いただき、小型除雪機の配備を要望される集落は建設課までご相談下さい。

配備対象：集落単位

配備台数：定めなし（要望があれば複数台の配備が可能です）

配備機種：除雪幅及び馬力をご要望いただけますが複数機種での入札となるため機種の指定はできません。

集落負担：購入金額の5分の1（20％）

その他：保管場所に屋根があること

修繕費（消耗品を除く）の2分の1を町が負担

小型除雪機は町の備品となりますので、使用しなくなった際は破棄せずご返却下さい。

配備までのスケジュール

- ・ 3月までに配備要望書を建設課に提出
- ・ 翌年度の4月に行われる入札で配備機種の落札（負担額決定）
- ・ 9月～11月に配備（受注生産のため時間がかかります）
- ・ 使用貸借契約の締結、負担額の支払い

その他詳細については八頭町建設課にお問い合わせ下さい。

② 八頭町農道除雪事業費補助金

冬季間における樹園地での枝折れや果樹棚の倒壊被害防止等のために行う農道の除雪に要する経費について補助を行う。

補助対象：認定農業者2名以上の農業者で構成する団体

補助内容：1回の事業費が5万円以上で次のいずれかに該当するもの

- （1）民間除雪事業者への委託に要する経費
- （2）除雪機械の賃借に要する経費
- （3）その他、特に町長が必要と認めたもの

補助率：事業費の2分の1の額

その他：同一路線で冬季間の内2回以内

その他詳細については八頭町産業観光課にお問い合わせください。

6 除雪路線図

・ 通常路線

・ 大雪優先路線